

## 堺市市章使用承認書

年 月 日

様

堺市長



堺市市章の使用について、堺市市章の使用承認に関する要綱第4条の規定により、次のとおり承認します。

使用物件	
使用目的	
使用期間	
誓約事項	(1) 使用後は、直ちに使用物件又はその写真を本市に提出すること。 (2) 本市使用について紛争が生じた場合は、申請者において責任を持って解決に当たること。 (3) 使用物件の使用、譲渡、賃借及び処分にあたっては、市章の意義と性格を十分考慮して、適切に対処すること。
留意事項	市章は、次に掲げる事項等を踏まえ、その使用承認を受けた者の責任において適正に使用してください。 (1) 市章は、「営利目的」、「公序良俗又は善良の風俗を害する事業又は活動」には使用しないこと。 (2) 市章は、「堺市の事業又は活動である。」又は「堺市が後援、助成等を行っている事業又は活動である。」などといった誤解を招くような使用をしないこと。